別紙1

-	見		達成	しているかどうかの検証	議会基本条例検証委員会条文及び解説の見直し	
条	出し	条文	評 価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評 価	改正・修正案など
前文		地方分権・地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。 平成17年1月1日、広域かつ全国最多となる14市町村で合併した上越市は、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会、市長の権利・権限及び責務等を定めた上越市自治基本条例を平成20年4月1日に協行した。 さらに、自主自立のまちづくりを進めるため、合併当初、旧町村の区域ごとに導入した地域自治区・地域協議会及び地域協議会委員の公募公域制を、平成21年10月1日には合併前上越市の区域にも拡大し、市の全域において恒久化することにより、市民の手によるまちづくり活動の仕組みを整えた。 こうした中で、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会は、市民の信託を受けた議事機関として、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。このため、上越市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、広域化した市域の課題の把握とそこに暮らす、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。また、ここのため、政策立室を重視し、広域化関を率先して行い、説明責任を果たさなければならない。よって、上越市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。	□1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない ■4 その他	前文は、本条例が制定された趣旨や理念、目的等が 記載されているため、達成しているかどうかの評価 対象外とする。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1 条	山的	この条例は、市議会(以下「議会」という。)及び市議会議員(以下 「議員」という。)の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議 会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上 及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	□1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない ■4 その他	第1条は本条例全体の目的であるため、達成しているかどうかの評価対象外とする。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第2条	活	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。 (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。 (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。 (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	□1 おおむね達成している ■2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	第2条全体としては「一部達成している」と評価。 ただし、達成できていない項目については、改めて 課題の整理と方向性の検討を行う。	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 3 条	活	I F a XX bb Z = L	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

別紙1

<i>A</i> -7	見	条文	達成	しているかどうかの検証	Š	議会基本条例検証委員会
条	出し	* ^	評価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評価	改正・修正案など
		1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	ただし、中立公正を担保するため、議長の会派離脱 についてルールが必要である。これについては別 途、各派代表者会議で提案する。	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第	議長の	2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	該当する事案はなかったが、仮にあった場合は対応 可能な態勢を取っていたため	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
4 条	責務	3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	該当する事案はなかったが、仮にあった場合は対応 可能な態勢を取っていたため	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
		4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が 臨時会を招集しないときは、法第101条第6項の規定に基づき、議長は、 臨時会を招集しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	該当する事案はなかったが、仮にあった場合は対応 可能な態勢を取っていたため	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
		1 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって 会派を結成することができる。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 5 条	会派	2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調 査研究を積極的に行うよう努めなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	ただし、「ロ頭での市民への対話や説明」や「会派 だよりの発行」など達成できていない部分について は、改めて課題の整理と方向性の検討を行う。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 6 条	議会改革の推進	議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討 組織を置く。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	ただし、議会改革推進会議が事実上常設となっている点については、今後の検討課題とする。
		1 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

別紙1

<i>N</i> 2	見	a +	達成	しているかどうかの検証	, s	議芸基本宗例快証安員芸 条文及び解説の見直し
条	出し	条 文	評 価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評 価	改正・修正案など
第 7	報	2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で 定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原 則として公開しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
, 条	及び公開	3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
		4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を 保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	意見交換会の実施方法等については、今後の課題とする。	□ 1 条文・解説とも現行のままでよい□ 2 条文を改正する■ 3 解説のみ修正する□ 4 その他	H25.9.30の自治基本条例一部改正を受け、「第33条 第1項」を「第34条第1項」に修正する。
		2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公 聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する ■ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	地方自治法の一部改正等を受け、次のように修正する。 〇 第2項は、議会は、市民の意見や学識経験者等の専門的知見を議案の審議等に反映させるため、委員会を本会議において地方自治法に定められている公聴会制度及び参考人制度の活用に努めることを定めたものである。
	市	3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願 者又は陳情者の意見を聴くものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行のままでよい□ 2 条文を改正する■ 3 解説のみ修正する□ 4 その他	地方自治法の一部改正等を受け、「委員会において」を「委員会や本会議において」に修正する。
第8条		4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行のままでよい□ 2 条文を改正する■ 3 解説のみ修正する□ 4 その他	・P9の10行目「なお、請願者の…」の記載については、現状では、紹介議員を介さずに意見陳述の申出が行われる場合もあり、議会としてその取扱いで支障がないため、これを削除する。 ・「意見を聴くに当たっては」の段落について、地方自治法の一部改正等を受け、次のように修正する。 ○ …地方自治法第121条第1項の規定により執行機関の人に限られることから、具体的には、同法第115条の2第2項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は本会議において参考人として出席を求めて…。
		5 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	4年間に該当する事業はなかったが、過去に該当事 案があった際は適切に対応しているため、「おおむ ね達成している」と判断する。	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

別紙1

AT	見		達成	しているかどうかの検証	ş	
条	出し	条文	評価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評価	改正・修正案など
		6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	4年間に該当する事案はなかったが、過去に該当事 案があった際は適切に対応しているため、「おおむ ね達成している」と判断する。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 9	議会報	1 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容 について報告する議会報告会を開催しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	議会報告会の実施方法等については、今後の課題と する。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
条	[☆] 告 会	2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1	広報広聴	1 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会 の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行のままでよい□ 2 条文を改正する■ 3 解説のみ修正する□ 4 その他	解説は改定時点を基準とした記載とすることとし、「これまでどおり、」を削るとともに、その次の段落中「議会報や市議会ホームページで紹介していく予定」を「議会だよりや議会ホームページで紹介するもの」に修正する。
9	聴委員会	2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1 1 条	٤	議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の 議事機関としての責務を果たしていくものとする。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	討論や議案の賛否等により評価している部分もあるが、予算・決算等に対する行政全体の評価という意味ではできていない部分もあり、「評価」の解釈による。何をもって「評価」とするかは議論の余地がある。	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 1	形成過	1 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
2 条	程の説明要求等	2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 1 3 条	議決事件	法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本 条例(平成20年上越市条例第3号)第16条に規定する総合計画のうち基 本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

別紙1

夂	見	条文	達成	しているかどうかの検証	ý á	
条	出し	^ ^	評 価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評 価	改正・修正案など
第 1 4 条		議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極 的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行の ままでよい□ 2 条文を改正する■ 3 解説のみ修正する□ 4 その他	解説は改定時点を基準とした記載とすることとし、「 <u>今後</u> とりわけ重要 <u>になる</u> 」を「とりわけ重要 <u>である</u> 」に修正する。
		1 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1		2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
5条	営	3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他	討議のルールの共有、議員間討議の促進、合意形成 の努力について、別途検討する。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
		1 委員会は、委員間の自由な計議を保障した運営を行うとともに、政 策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	一部委員会内で委員開計議を行っているが、もっと 計議を深めていく必要がある。政策提言に結び付い ていないため、委員問計議を定着させるための仕組 み又はルールが必要である。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1 6 条	貞	2 委員会は、その所管する事項の調査及び審査を行った結果、必要と 認めるときは、委員会として、調査にあっては所見を、審査にあっては 意見をそれぞれ付すものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		3 委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1 7 条	る質	議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。 (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。 (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

別紙1

-	見		達成	しているかどうかの検証	ś	議会基本条例模証委員会
条	出し	条 文	評 価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評価	改正・修正案など
	T-	1 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての 対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	市民の意見は協議できているが、議員等の政策提言を議会として取り上げていない。	□ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する ■ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	「課題調整会議は、」の段落のうち、規程で定める 旨は第3項の解説で記載しており、構成員について は会議規則で定めておりここで「予定」として記載 する必要がないことから、この段落を削除し、「第 1項は、」の段落の「課題調整会議を組織する」を 「課題調整会議を常設の組織として設置する」に修 正する。
第18条	政策等の形成	2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。	□ 1 おおむね達成している □ 2 一部達成している □ 3 達成していない ■ 4 その他	この4年間政策形成会議が置かれた事例はなかった。過去の課題調整会議において、「条例制定等の政策提言があった場合に議会として対応する際の手順」について協議されており、再度全議員にその内容を周知し、積極的に取り組んでいく必要がある。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 1	政務活	1 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。	■ 1 おおむね達成している □ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
9	動費	2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し 説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければなら ない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 2	議会の	1 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
0条	研修	2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市 民等との研修会を行うようにするものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行のままでよい□2 条文を改正する□3 解説のみ修正する□4 その他	
第 2 1 条		議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 2 2 条	三交流及び連携の推進	議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治 体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	他自治体との交流は行っているが、今後は「政策形成及び広域的な課題の解決に資するための交流・連携」を積極的に実施していく必要がある。	■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	

	見		達成	しているかどうかの検証		議会基本条例検証委員会 条文及び解説の見直し
条	出し	条 文	評 価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評 価	改正・修正案など
第 2 3 条	議会事務局の体制整備	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に 行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 2 4	議会図	1 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実 に努め、その有効活用を図るものとする。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	資料及び設備が貧弱であり、有効活用も十分には図られていない。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
4	召書 室	2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。	□ 1 おおむね達成している ■ 2 一部達成している □ 3 達成していない □ 4 その他	図書室の充実と市民への利用促進の周知が必要であり、上越市議会図書室規程に市民も利用できる旨記載する必要がある。	■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
第 2 5 条	予算の確保	議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保 に努めるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 2 6 条	政治倫理	議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 2	議員	1 議員の定数は、別に条例で定める。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
7条	数	2 議員の定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第 2	議員	1 議員の報酬は、別に条例で定める。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
8	報酬	2 議員の報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、 社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題 及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者 機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分に考慮した上 で、提案しなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		□ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する ■ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	委員会又は議員が議員報酬の改正を提案する場合 は、市長に特別職報酬等審議会への諮問を依頼し、 その答申を議会に戻してもらった上で提案すること と整理し、同審議会の所掌事項にそれを追加するよ う、特別職報酬等審議会条例の一部改正をすること とする。

別紙1

見 達成しているかどうかの検証 条 出 ***********************************		しているかどうかの検証	9	条文及び解説の見直し		
*	٦ L	本 久	評価	これまでの取組状況、課題・問題点、今後の取組案など	評 価	改正・修正案など
第 2 9 条	最高規範	1 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
	範性	2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例 との整合を図らなければならない。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
		1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■1 条文・解説とも現行の ままでよい □2 条文を改正する □3 解説のみ修正する □4 その他	
第30条	見直し等	2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を 勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるもの とする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
		3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。	■1 おおむね達成している □2 一部達成している □3 達成していない □4 その他		■ 1 条文・解説とも現行の ままでよい □ 2 条文を改正する □ 3 解説のみ修正する □ 4 その他	
新たな条の追加					□ 1 新たな条を追加しなくてよい□ 2 新たな条を追加する■ 3 その他	逐条解説において、改正履歴を明確にするため、第 30条の次に「附則」を加える。